

新潟県病児・病後児保育システム構築・運用保守  
業務委託仕様書

－ 目 次 －

1	システム構築の概要	- 2 -
1.1	システム構築の目的	- 2 -
1.2	システム構築の基本的な考え方	- 2 -
1.3	現行業務の課題と問題点	- 2 -
1.4	システム構築の範囲と構成	- 3 -
1.5	システムの業務内容	- 3 -
1.6	調達内容	- 4 -
1.7	稼働後の運用管理支援	- 5 -
1.8	ユーザインターフェイス	- 6 -
1.9	取り扱うデータ	- 6 -
2	システムの構成	- 7 -
2.1	システム構成の基本的な考え方	- 7 -
2.2	機器等の基本要件	- 7 -
3	広報業務	- 9 -
3.1	広報業務の目的	- 9 -
3.2	広報業務の内容	- 9 -
4	構築体制とスケジュール	- 10 -
4.1	構築体制	- 10 -
4.2	スケジュール	- 10 -
5	提案内容	- 11 -
6	委託候補者の責務	- 11 -

【添付資料】別紙1 提案書評価基準表

# 1 システム構築の概要

---

## 1.1 システム構築の目的

病児・病後児保育施設（以下、「施設」という。）では、電話による照会や予約対応による事務負担が大きく、また、子どもは症状が変化しやすく、急なキャンセルも多い。

利用者は、主に居住市町村でしか施設の利用ができず、他市町村の利用が困難である。また複数施設へ電話で空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きく利用を躊躇することもある。

こういった課題に対応するため、新潟県（以下、「本県」という。）では、令和8年4月1日から利用実績に応じて各市町村が相互に運営費を負担することで、居住市町村以外の病児・病後児保育施設も利用しやすくなる病児保育の広域化を一部地域で実施しており、当該業務では、本県の病児保育の広域化を踏まえた取組、料金、利用手順、施設の詳細及び空き状況が閲覧できるようなシステムを構築し、市町村の予約システムと連結させ、空き状況の確認から予約までワンストップで利用できる新潟県病児・病後児保育システム（以下、「システム」という。）を構築する。

## 1.2 システム構築の基本的な考え方

システム構築にあたっての基本的な考え方は次のとおりとする。

### 1.2.1 利用者本位のシステム

施設職員、システム利用者及び県担当者が使いやすく、便利さを実感できる利用者本位のシステムを構築する。

### 1.2.2 なりすまし・いたずらの防止

システムは利用者の個人情報を取り扱うことから、システムの利用にあたっては、なりすまし・いたずら等を防止するために必要な仕組みを備えなければならない。

### 1.2.3 インターネット利用

システムは、インターネット上で稼働するWeb技術を用いたシステムとして構築する。構築にあたって、パッケージソフトの活用による構築を認めるが、価格を含め本県の要求を満たすことができるものであること。

## 1.3 現行業務の課題と問題点

現状では以下に掲げる課題と問題点が存在していることから、本システムは、これらの課題と問題点の解決を図るものでなければならない。

### 1.3.1 施設側の課題

- ・電話等による照会や予約対応による事務負担が大きい。（時間外対応増）
- ・子どもは症状が変化しやすく、急なキャンセルも多い。（キャンセル率 30%以上）
- ・紙媒体で情報を保管している施設も多くあるため、問い合わせを受けても検索が困難である。

### 1.3.2 利用者側の課題

- ・複数施設へ電話で空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きく利用を躊躇することもある。
- ・病児保育の利用手続きが煩雑であり、紙での提出書類が多いため、病児保育を利用したことがない人も多く、利用方法など手続きの簡素化や周知に課題。
- ・本県では、令和 8 年 4 月 1 日から病児保育の広域化を実施しているため、利用者に本県の病児保育の広域化を踏まえた取組、料金、利用手順、施設の詳細の周知をする必要がある。

## 1.4 システム構築の範囲と構成

今回の構築範囲である新潟県病児・病後児保育システムの全体構成は下記のとおりである。

- ・料金、利用手順、様式等の詳細を利用者にわかりやすく記載
- ・施設の詳細ページの作成
- ・空き状況の見える化
- ・上記に係る運用・保守等

## 1.5 システムの業務内容

本委託によるシステム構築は、前述した問題点を解決するために、以下の業務内容を達成させるものとする。

### 1.5.1 料金、利用手順、様式等の詳細ページの作成

- 施設の利用手順について記載すること。
- 施設を利用する際に必要となる様式を掲示するとともに記載方法も掲載すること。
- その他利用者がスムーズに利用できるようわかりやすいページ内容とすること。

### 1.5.2 施設の詳細ページの作成

以下の項目について、掲載したページを作成すること。

- 施設データ（営業時間、所在地、電話番号、予約の受付時間、連携している医療機関、施設ウェブページへのリンク、対象（病児・病後児）の区分と年齢、利用できない疾患等）
- 利用にあたっての注意事項

- 施設の雰囲気（写真を掲載など）
- 施設の特徴（施設の PR などを記載）
- 利用可能なオプション（おむつ、昼食、保育延長 等）
- 利用方法、利用の流れ、利用当日の持ち物 等
- 料金、その他サービス等の詳細
- 施設の詳細ページ収集に係るデータ等は受託者側が収集すること。

### 1.5.3 空き状況の見える化

- 施設が空き状況入力あるいは選択することで利用者に分かるようにすること。
- 当日の空き状況を地図上で一覧に見ることができるようになること。
- 施設のページをクリックすると 1.5.2 施設の詳細とともに翌営業日の空き状況がわかるようにすること。
- 施設が空き状況を入力するにあたっては、施設に個別の ID 及びパスワードを発給するなど対応すること。また、なりすまし防止及びいたずら防止の対策を行うこと。

## 1.6 調達内容

本調達の内容となる委託業務及び納品物等は、下記のとおりである。

提案にあたっては、システムのテスト並びに操作研修も含めて、令和 8 年 10 月 27 日の本稼動を前提に県と協議のうえ決定した日までに、必要なすべての業務と借入により調達予定の業務用プログラムに関する提案を行うこと。

### 1.6.1 導入期限及び委託業務期間

#### 1.6.1.1 導入期限

令和 8 年 10 月 20 日まで（本システムの利用開始日を令和 8 年 10 月 27 日までとする）

#### 1.6.1.2 業務委託期間

- (1) 本システムの導入及び利用：利用開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 広報支援：契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

### 1.6.2 納品

#### 1.6.2.1 システム導入にかかわる作業

- (ア) システム設計
- (イ) プログラム作成
- (ウ) 総合テスト
- (エ) マニュアル作成
- (オ) 施設データ登録
- (カ) その他付帯作業

#### 1.6.2.2 ハードウェア等にかかわる作業

- (ア)調達・搬入・据付・調整
- (イ)OS等のインストール
- (ウ)ネットワーク接続・設定
- (エ)動作確認試験
- (オ)その他付帯作業

#### 1.6.2.3 納品物

運用管理手順書を納品すること。なお、当該手順書が常に最新となるように、掲載された URL を提供することを原則とする。

#### 1.6.2.4 納品物の権利の帰属

委託業務により受託者が作成した仕様書で指定する目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 成果物に付与される著作権は、本県から受託者に委託料が完納された時に、受託者から本県に無償で譲渡されるものとする。但し、成果物中、受託者が従来権利を有していた、同種著作物に共通に利用される著作権、アイデア、概念、ノウハウ、方法論、手順及び技術等（当該業務により新たに取得したものを除く。）に関する権利は、受託者に留保されるものとする。

(2) 前号の規定に関わらず、本県は、受託者の書面による同意を得なければ（著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当する場合を除く。）、仕様書で指定する成果物をその使用のために翻案をしてはならず（次号で規定する改変を除く。）、本県以外の第三者に対し、複製、頒布の形態で当該著作権を利用することを許諾してはならない。

(3) 受託者は、本県が仕様書で指定する成果物に付与される著作権を利用するにあたり、その利用態様に応じて、当該著作物のサイズ、色調の変更、一部を切除すること（以下「改変」という。）に予め承諾する。但し、本県は、これらの改変であっても、当該著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできないものとする（なお、念のため付言すると、当該著作物に係る著作者人格権は、著作権法第59条に基づき、受託者に専属する。）。

## 1.7 稼働後の運用管理支援

### 1.7.1 運用管理体制の整備

令和9年度以降の運用保守に関して、別途契約を締結する予定のため、運用管理支援における体制や内容の提案を示すこと。

## 1.7.2 運用管理支援費用の見積

以下の作業を行うことを条件に令和8年10月27日から令和9年3月31日までの運用管理支援費用及び令和9年4月1日から令和10年3月31日までの運用管理支援費用を見積提示すること。

なお、運用管理支援の見積額は入札額ではなく、評価項目の一つとして評価する。見積には内訳を記載すること。

また、システムの運用に必要なサーバ及びミドルウェア等のソフトウェアの賃借料については運用管理支援の見積に含めることとし、さらに、運用管理にVPNリモート接続が必要な場合には当該構築経費及び利用料等を見積内訳に記載すること。

費用の見積については年額（税込み（税率10%））にて提案すること。

### 1.7.2.1 システム運用支援業務

県及び施設から、システムの操作方法に関する問い合わせ等の運用支援要請があった場合は、その要請に基づき技術的助言等の支援を行う。

### 1.7.2.2 システムの障害復旧作業

システムに障害が発生した場合、障害の原因を究明するとともに必要に応じてプログラム修正等の作業を行う。

### 1.7.2.3 データベースの障害復旧作業

システムまたはサーバの障害によりシステムのデータベースについて障害復旧の必要が生じた場合は、バックアップデータ等により復元可能な範囲においてデータベースの障害復旧を行うとともに、復元後のデータベースの整合性調査等の復旧作業を行う。

### 1.7.2.4 サーバ基本ソフトウェア・ミドルウェア更新作業

サーバの基本ソフトウェア及びミドルウェアについて、当該基本ソフトウェア及びミドルウェアの更新状況に合わせて更新を行う。更新頻度や方法は受託者に一任する。

### 1.7.2.5 システム改善業務

システムを利用する上で生じる不都合な内容に関して、県からシステム改善要求があった場合は、改善要求の内容、規模及び優先順位等を検討し、県に報告を行い当該改善要求に対する対応可否の協議を行う。

協議の結果、対応を行う場合は改善作業を実施する。

## 1.8 ユーザーインターフェイス

### 1.8.1 基本的な考え方

基本的に病気の子どもを抱える保護者が利用するため、全体の構成のわかりやすさ、必要情報取得の容易性、処理／操作方法の簡易性等について考慮し、利用者がストレス等を感じないように、使いやすさに配慮した設計とすること。

### 1.8.2 画面構成の要件

以下の項目について、設計基準を明示し、統一性を持った設計とすること。

- 画面レイアウト
- 画面の色合い
- メッセージ（入力補助、エラー、アラームなど）
- メニュー画面設定 など

## 1.9 取り扱うデータ

本システムで取り扱うデータの概要は、以下のとおりである。

なお、テーブルの設計に当たっては、システムの機能を最大限に生かす設計を行うとともに、将来の事務量増加、組織の改正、制度の改定等に対応可能な拡張性を備え、保守がしやすいものとする。

- 対象施設数（病児対応型、病後児対応型）：50 箇所
  - 対象企業主導型保育施設数：4 箇所（事業類型が病児対応型、病後児対応型のものに限る）
- 上記の他、新たに施設が委託期間内に新設された場合対応すること。

## 2 システムの構成

---

### 2.1 システム構成の基本的な考え方

本システムは、一般県民である病児保育利用者及び病児保育施設関係者が Web ブラウザを通じて利用する Web システムであることから、近年のスマートフォン等の携帯端末の普及に合わせ、スマートフォン及びタブレットでも無理なく表示できる Web 画面で構成すること。

### 2.2 機器等の基本要件

#### 2.2.1 ハードウェア

業務を実行する各サーバは、インターネット上のクラウドサービスを利用して構築すること。

#### 2.2.2 ソフトウェア

サーバOSは、安全性／汎用性／可用性／対障害性の観点から、適切な選択を行うこと。

データベースソフトウェア等のミドルウェアは、ソフトウェアライセンスのライフサイクルコストを抑える体系とすること。

### 2.2.3 ウィルス対策

サーバにはウィルス対策ソフトウェアや異常挙動の検知システム等を導入し、定義ファイルを最新の状態に保つと共に、定期的にウィルスチェックを実施すること。

### 2.2.4 予約システムとの連携

県内の市町村が今後導入を予定する病児・病後児保育のネット予約機能と、同一サービス上で連携できること。これにより、空き状況の見える化のみを行う施設と、市町村が予約機能を導入して予約まで行える施設とが混在する場合であっても、県民が少なくとも一つのインターフェース上で、空き状況の確認から予約までを切れ目なく行える環境を提供できること。

## 3 広報業務

---

### 3.1 広報業務の目的

病児保育の広域化を令和8年4月1日から実施しており、また、ICT化を令和8年10月27日から予定しており、本県の病児保育の広域化・ICT化を踏まえた取組、料金、利用手順などをわかりやすく利用者に広報することで、病児保育の利用促進を図ることを目的とする。

### 3.2 広報業務の内容

#### 3.2.1 納品物

- 周知用リーフレット（見開き A4 サイズ二つ折り）  
コート 110k 両面カラー  
60,000 部
- 周知用ポスター（B1 サイズ）  
コート 110k 片面カラー  
3,000 部

#### 3.2.2 配置場所の検討

- 配置場所の検討時に県と協議を行い、アドバイスを行うこと。
- 決定した配置場所の情報収集を行い、場所に沿ったデザインにすることで、利用者が目につきやすく、手に取って読んでもらえるよう工夫すること。

### 3.2.3 印刷物に掲載する情報

印刷物には以下の情報を盛り込むこと。ただし、ポスターにおいては必要に応じて一部要素を省略してもよいものとする。また、リーフレット及びポスターともに、利用者に安心感と信頼感を与えることができるように工夫すること。

- 病児保育と既存の病児保育予約システムに関する簡潔な説明
- 新潟県の病児保育ページへの導線としてQRコードやURLなど
- 問い合わせ先となる施設等の連絡先
- 県が指定する新潟県のロゴマーク
- 実際に病児保育を利用する際の方法や流れ、施設への利用登録を促す文書の記載
- その他病児保育を広報するために必要なこと。

### 3.2.4 納品物の権利の帰属

委託業務により受託者が作成した仕様書で指定する目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 成果物に付与される著作権は、本県から受託者に委託料が完納された時に、受託者から本県に無償で譲渡されるものとする。但し、成果物中、受託者が従来権利を有していた、同種著作物に共通に利用される著作権、アイデア、概念、ノウハウ、方法論、手順及び技術等（当該業務により新たに取得したものを除く。）に関する権利は、受託者に留保されるものとする。
- (2) 前号の規定に関わらず、本県は、受託者の書面による同意を得なければ（著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当する場合を除く。）、仕様書で指定する成果物をその使用のために翻案をしてはならず（次号で規定する改変を除く。）、本県以外の第三者に対し、複製、頒布の形態で当該著作権を利用することを許諾してはならない。
- (3) 受託者は、本県が仕様書で指定する成果物に付与される著作権を利用するにあたり、その利用態様に応じて、当該著作物のサイズ、色調の変更、一部を切除すること（以下「改変」という。）に予め承諾する。但し、本県は、これらの改変であっても、当該著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできないものとする（なお、念のため付言すると、当該著作物に係る著作者人格権は、著作権法第59条に基づき、受託者に専属する。）。

## 4 構築体制とスケジュール

---

### 4.1 構築体制

受託者側の構築体制について、本調達内容を円滑に推進し、確実な稼動につながる体制を整備すること。

また、受託者は本業務に従事する統括業務責任者(プロジェクトマネージャー)を選任し配置すること。

## 4.2 スケジュール

受託者は、作業項目を示したうえで詳細なスケジュールを設定し、本県との役割分担を明示すること。また、令和8年10月27日の本稼動を前提に、県と協議のうえ決定した日までにシステム構築を終えることで、10月27日からスムーズに運用が開始できるICT構築スケジュールと広報スケジュールを明示すること。

## 5 提案内容

---

提案にあたっては、以下の点に留意のうえ提案すること。

- 他の自治体での同規模（種類は問わない）のシステム導入実績を明示すること。
- その他、よりよいシステム構築・運用のための追加提案があれば記載すること。

## 6 委託候補者の責務

---

- 1 不測の事態により、定められた期日までに業務委託を完了することが困難になった場合には、直ちにその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- 2 本業務の過程において、県から指示された事項について、迅速かつ的確に実施すること。
- 3 本業務を遂行するに当たり、機密情報及び個人情報の保護に十分に注意すること。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負う。
- 4 企画提案等の内容について、県との協議により修正できるものとする。
- 5 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合には、県と委託候補者と協議し、変更内容等について決定するものとする。

以上